

会員の皆様ありがとうございます。

「会員であること」が社会貢献につながっています。ぜひ仲間を増やして下さい。

## 相模原間税会

# 会報さがみ

第96号

— 2019 秋号 —



しんでん  
新田稲荷神社

相模原市中央区共和1-11-18

新田稲荷神社は、文政元年(1818年)淵野辺新田が開拓され、その鎮守として建立されました。

境内には、今熊神社(呼ばわり山の頂上に祭られている行方不明の人や物をさがす神社)と細久(くわしほこ)神社(境内左側の平和産業振興の神社)を擁するハイブリット神社です。

宇宙航空研究開発機構(JAXA)の川口教授(はやぶさプロジェクトの責任者)が、当時(2005年12月)行方不明のはやぶさ発見を祈願して毎夜のように「よばわり山」に立ち寄ったと云う話が、神奈川新聞の記事(2012年2月1日)に掲載されました。(地元の人々には「はやぶさ神社」ともよばれています)

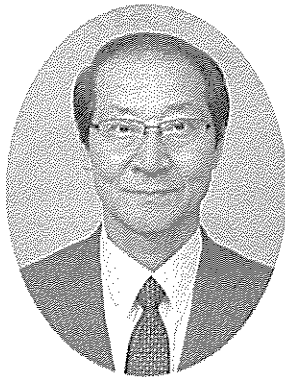
2019年1月5日には、JAXAはやぶさ2プロジェクトマネージャーの津田雄一先生他、20名程のメンバーの方々が当神社に参拝され、リュウグウへのタッチダウン成功を祈願されました。(2019年3月17日NHKスペシャル「はやぶさ2の挑戦」で放映されました)

「よばわり山」は、相模原市登録史跡の指定(2002年4月1日)されており、相模原市のホームページ、その他のネット情報でも広く知られております。

もっと考えよう、より良い消費税のしくみ  
相模原間税会のテーマです

## 会長のあいさつ

相模原間税会 会長 佐藤 幸彦



相模原間税会会員の皆様には平素より会運営にご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。又、相模原税務署関根署長はじめ、署の幹部

の皆様には事業など多岐に亘り、ご支援ご指導を賜り誠にありがとうございます。

さて、本年5月には、皇位の継承が執り行われ、元号は令和となりました。令和になり初めての総会を6月6日に開催いたしました。これも偏に会員の皆様のご支援の賜物と感謝申し上げます。これからも平成元年の消費税創設以来、消費税を中心とした間接税の納税者で組織する会として税知識を習得し、それを会員の皆様や市民、学生、生徒に租税教室を通じて、税知識の普及等の活動を展開してまいります。

さらに間税会とかかわりの深い消費税が、本年10月から10%に引き上げられ、軽減税率制度が導入されます。国民の消費税に対する関心が高まっている中、軽減税率制度が理解を深められ、かつ円滑に実施されるように願っております。この増税は社会保障の財源を確保することが目的の一つとされておりますが、国民として見守り続ける必要があります。また、低所得者対策を目的として軽減税率制度が導入されますが、大きく分けて酒類、外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞(定期購読)が対象となります。さらに事業者も、対象品目の売り上げがなくても会

議費や雑費などの経費で飲食料品や新聞を購入する場合は、対応が必要となり軽減税率対象品目の仕入れ(経費)を税率ごとに分けて帳簿に記帳することになります。上記の内容は、当会報に軽減税率の解説や対象品を図解入りで国税庁のHPより掲載してあります。(P3~4参照)

上記の制度実施において、当会の活動の重要性を感じコツコツと税知識の普及等の活動を行ってまいりたいと考えております。本年度も「租税教室」では安達青年部長始め役員が講師となり、また税務署幹部の講師のご協力を頂き、増税後も租税教室を行ってまいります。会員の皆様には租税教室で使用しております図柄刷り込みクリアファイルと、国の財政と消費税のパンフレットも同封いたしましたので、是非ご一読ください。

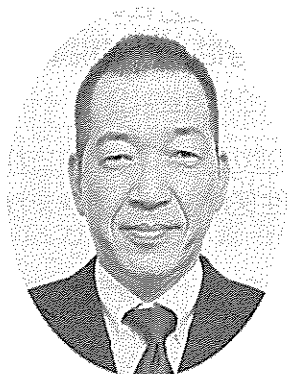
もう一つの活動の柱であります「税の標語」募集では今年度も市内小、中学生から約4,200作品の応募をいただき選考を役員で行いました。学校のご関係者そして税務署の皆様にも、感謝を申し上げます。

会員の皆様には近日に行われる行事として、会員交流会、会員ゴルフ大会、バス研修旅行などを計画いたしております。ご案内を同封いたしましたのでお仲間と奮ってご参加をお願いいたします。また当会のホームページを刷新し、10月より情報等をタイムリーにお知らせできるよういたしましたのでどうぞよろしくお願い致します。

結びにあたり、会員の皆様には今後とも、会にご理解とご支援を頂きます様、そして皆様のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして、会長のあいさつとさせていただきます。

## 相模原税務署長のあいさつ

相模原税務署長 関根 博



初秋の候、相模原間税会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局総務部人事第二課長から相模原税務署長を拝命いた

しました関根でございます。前任の稲葉署長同様、よろしくお願ひ申し上げます。

佐藤会長をはじめ役員並びに会員の皆様におかれましては、日頃から税務行政に対しまして、格別のご高配とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした租税教育の一環として、相模原総合高校での「高校生のための租税教室」、相模女子大学での「税のポスターコンクール」及び「税の標語コンクール」などの実施にご尽力されております。

また、2018年度版「消費税ミニ租税教室」DVDを制作して、全国約440の間税会へ配付し、ミニ租税教室開催の呼掛けを行うなど、全国の模範となる活動も積極的に展開されております。

このような税の啓蒙活動は、税務行政の円滑な運営において欠かすことのできない大きな役割を果たすものでありますので、皆様の真摯な取り組みに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましても、貴会の各種取り組みに対しまして、できる限りの支援をさせていただきます。

く所存であり、今後の活動が会勢拡大につながることを心から願っております。

さて、私ども国税組織に課された使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、その使命を果たすため、e-TaxなどのICTを活用した申告・納税手段の充実を図ってまいりました。引き続き、地域の情勢を十分に踏まえた上で、納税者の皆様の理解と信頼を得ながら、納税環境の整備や利便性向上を図り、納税者サービスの充実努めてまいります。

また、「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に向けて、納税者の皆様に係る権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨み、善良な納税者には丁寧な対応に努めるなど、適正な調査・徴収事務に努めてまいる所存です。一方で、本年10月からの消費税改正と、それに伴う軽減税率制度の導入など、税務行政を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、私どもに課された使命を果たすためには、相模原間税会をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調関係を一層進化させることが、益々重要になると考えております。

皆様におかれましては、税務行政の良き理解者として、更なるご協力をお願いいたします。

なお、相模原税務署におきましては、毎週金曜日に「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を開催し、制度の概要、帳簿及び請求書等の作成方法並びに税額計算の方法など、特に留意すべき事項の周知を行っております。参加を希望される方は、税務署にお問い合わせください。

結びに当たり、相模原間税会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

### 相模原税務署の人事移動により 令和元年7月に着任された新任幹部の皆様

□ 関根 博 署長

□ 石丸 竜也 統括国税調査官

□ 栗村 慶一 副署長 (留任)

□ 伊藤 真弘 上席国税調査官 (留任)

一年間どうぞよろしくお願ひいたします



# 軽減税率の対象品目①

軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡（販売）です。

## 軽減税率の対象品目

### 飲食料品



飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

## 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の要件を満たす一体資産は、飲食料品として軽減税率の対象となります（P4参照）。

Q

飲食料品を販売する際に使用する容器は、どうなるの？

おしえて軽減税率  
Q&A

A

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対価を定めている場合、その包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。

※ 包装材料等自体の仕入れは、軽減税率の対象となりません。





# 帳簿及び請求書等の記載と保存 (令和元年10月1日～令和5年9月30日)

軽減税率対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、制度実施前における請求書等の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の交付や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

## ○ 仕入税額控除の要件（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

### 《制度実施前の請求書等と制度実施後の区分記載請求書等の比較》

| 期間   | 帳簿への記載事項   | 請求書等への記載事項   |
|--|--|--|
| 令和元年9月30日まで<br>【請求書等保存方式】                            | ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称<br>② 取引年月日<br>③ 取引の内容<br>④ 対価の額 | ① 請求書発行者の氏名又は名称<br>② 取引年月日<br>③ 取引の内容<br>④ 対価の額<br>⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※<br><small>※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。</small> |
| 令和元年10月1日から<br>令和5年9月30日まで<br>【区分記載請求書等保存方式】<br>(注1) | (上記に加え)<br>⑤ 軽減税率の対象品目である旨                         | (上記に加え)(注2)<br>⑥ 軽減税率の対象品目である旨<br>⑦ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額  |

(注1) 区分記載請求書等保存方式の下でも、3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、制度実施前と同様、必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「⑥軽減税率の対象品目である旨」や「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

交付された請求書等に  
⑥、⑦の記載がないときは・・・

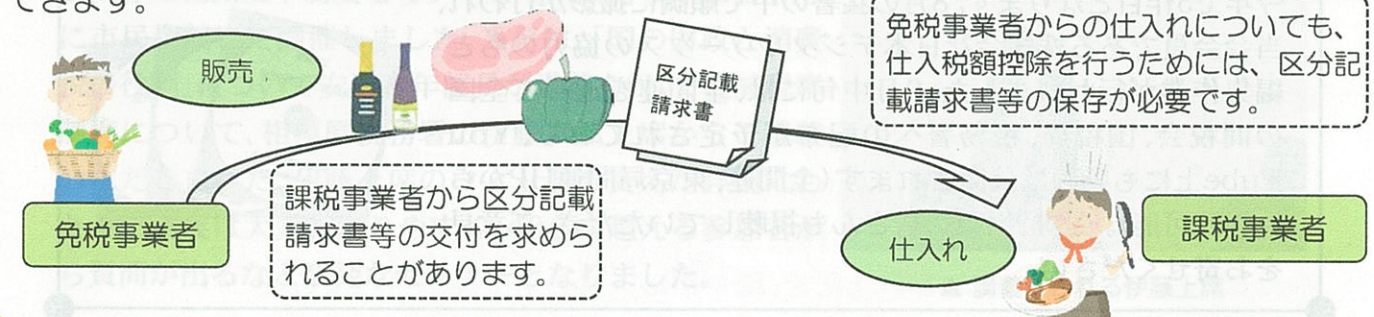


「⑥軽減税率の対象品目である旨」と「⑦税率ごとに区分して合計した税込対価の額」は追記できるんだね。

### 免税事業者の方に留意していただきたい事項

免税事業者の方であっても、課税事業者に軽減税率の対象となる商品を販売する場合、相手方の課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

なお、免税事業者の方も、軽減税率対策補助金（P14参照）による支援措置を受けることができます。



〔国税庁HPより〕



## 第45回 定時総会 開催される!!

令和元年6月6日(木)に、相模原市民会館にて、令和に入って初となる相模原間税会の第45回定時総会が盛大に開催されました。

当日は、総会に先立つ記念講演会として、本年10月から導入される消費税軽減税率制度について、税理士の中村茂幸先生から『わかりやすい消費税と軽減税率制度』のご講演をいただきました。かつて、東京国税局課税第二部消費税課課長補佐や水沢税務署長、川崎南税務署長



▲ 記念講演をされる中村先生

などを歴任され、間接税について造詣の深い中村先生による丁寧で細やかなお話により、聴講者にとって大変分かりやすくご講義いただきました。

定時総会は、相模原税務署、相模原県税事務所、相模原市など各所から多数のご来賓の皆様にご臨席を賜り、盛大に執り行われました。総会では、平成30年度の事業報告、決算・監査報告が行われ、令和元年度の事業計画、予算案が審議され、いずれも無事可決されました。また、今回は役員改選の年ではありませんでしたが、一部役員の退会があ

ったため役員補選の動議が佐藤会長から挙げられ、こちらは無事可決されました。役員補選の内容としては、監事であった新津会員が退会したため、理事であった鈴木峰陽会員が新たな監事として就任することが可決されました。

なお、総会の最中には本年4月に相模原市の新市長に当選した当会会員でもある本村賢太郎市長も駆けつけていただき、当会の総会に対するご挨拶のお言葉をいただきました。

定時総会の後は、多くのご来賓の皆様にもご参加いただき、懇談会が開催されました。お酒や料理を囲みながらの賑やかな雰囲気の中で、来賓の方との懇談や会員相互の親睦などを深める会となりました。



▲ 挨拶をされる本村市長

## 2019年10月版「消費税ミニ租税教室DVD」制作完了

相模原間税会の制作による「消費税ミニ租税教室DVD」も、今年で5作目となります。8月の猛暑の中で順調に撮影が行われ、当会会員である株式会社日本デジタルワークスの協力のもと編集作業が行われました。9月中旬には、全間連を通じて全国の間税会、国税局、税務署への配布が予定されており、YouTube上にも動画は公開されます(全間連、東京局間連HPからも視聴可能)。是非、会員の皆さんも視聴していただき、ご意見をお寄せください。



# 租税教育事業

## ①相模女子大学 学芸学部 生活デザイン科 .....

### 租税教室・税のポスターコンクール

租税教室 / 平成30年 10月9日 (火)

ポスターコンクール / 平成30年 11月5日 (火)

上記日程にて、今年で10回目となる相模女子大の学生を対象とした租税教室と税のポスターコンクールが開催されました。

今回は、参加された学生が4名と少なかったですが、作成されたポスターはどれも工夫を凝らした素晴らしい出来栄でした。また、相模原税務署の稲葉署長をはじめ多くの来賓の方の前で、堂々とプレゼンテーションの発表されていた姿が印象的でした。



最優秀賞 鈴木 愛さん



税務署長賞 小野寺 みのりさん

## ②相模原総合高校 .....

さる平成30年10月26日(金)、相模原総合高校の1年生向けに、安達青年部長による租税教室が行われました。対象は同校の1年生ということで、まだまだ税に対して興味がわかないところもあったと思いますが、多くの学生が真剣に講義を聴いていました。

## ③相模原看護専門学校 .....

だいぶ寒さも和らいだ平成31年2月22日(金)に、毎年恒例となっている相模原看護専門学校にて新社会人向け一般教養講座として租税教室を開講し、約40名の学生が参加されました。

相模原税務署のご協力の下、有馬真喜上席による「源泉所得税」についてのご講義から始まり、安達青年部長による「国の財政と消費税の役割」と「消費税の軽減税率」についての講義を行いました。国家試験を終え一息ついた学生の皆さんですが、とても真面目に講義を聴かれています。

また、今回は大和間税会から竹村会長と山本理事もご参加いただき、間税会相互の租税教育活動の推進につながるものとなりました。

## ④軽減税率制度セミナー .....

今年は、消費税率の引き上げに伴う軽減税率制度の導入の時期ということもあり、当会会員を中心とした事業者向けの軽減税率制度セミナーを平成31年4月18日(木)に市民会館にて開催しました。当日は、「国の財政と消費税の役割」について安達青年部長が講義を行い、軽減税率制度について、相模原税務署の伊藤真弘上席からご講義いただきました。伊藤上席のウィットを交えた詳細にわたるご講義は大変わかりやすく、40名を超える参加者から質問が出るなど活発なセミナーとなりました。



▲ 講義をされる伊藤上席

# 相模原市民若葉まつり2019に出展しました

昨年に引き続き、本年も相模原市内最大級のイベント「相模原市民若葉まつり」に相模原間税会のブースを出展しました。本年は、統一地方選があったため、4月の桜まつりではなく、5月に若葉まつりとして開催されました。



▲ 家族連れでにぎわう間税会ブース

当会会員である株式会社セレモア相模原の駐車場の一角をお借りし、消費税クリアファイル、パンフレットの配布、大人も子供も楽しめる税金クイズの実施、同じく当会会員である株式会社イノウエの組ひも体験などを実施しました。本年も昨年と同じく、日曜日のみブース出展を行いました。当日の朝は曇天で天候が心配されましたが、皆さんの祈りが通じたのか天気も回復し、お子さんからお年寄りまで幅広い年齢層の方にご来訪いただき、相模原間税会の活動を知っていただく良い機会となりました。

## 会員交流事業

### ①バス研修旅行

平成30年11月10日(土)に、当会恒例のバス研修旅行が開催され、約40名が参加され、奥多摩の御岳山方面を散策しました。御岳山は、東京でありながら動植物の宝庫として知られるとともに、奈良時代に建立された武蔵御嶽神社など古くから信仰の山としても著名です。

バス研修旅行では、まずバスの中で当会制作の『消費税ミニ租税教室』DVDを鑑賞し、消費税と軽減税率についての理解を深めました。その後は、御岳山を観光しながら参加者同士の交流を深め、楽しい研修旅行となりました。



▲ 御岳山の宿坊「能保利」にて

### ②ゴルフコンペ

当会の恒例として開催されているゴルフコンペが、津久井湖GCにて下記日程で行われました。

秋のゴルフコンペ：平成30年10月16日(火)

春のゴルフコンペ：平成31年4月16日(火)

このゴルフコンペは、毎年2回(4月、10月)大森間税会との合同で行われており、今回も大森間税会からもご参加をいただき、穏やかな天候の下で開催されました。



### ③ボーリング大会

平成30年3月28日(木)に、ファーストレーンにてボウリング大会を開催しました。また、その後の懇談会はとん平にて行い、40名近い参加者が交流と懇親を深める場となりました。

### ④七夕コンサート

令和に入って初めての長い梅雨の中、今年度の新たな会員交流事業として、女性部、青年部による七夕コンサートが、中央区のメイプルビル3階グレースにておこなわれました。当日は、グレースのおいしい食事をいただきながら、アンサンブルシュガーの皆さんによる素晴らしい演奏を聴き、七夕の夜を楽しく過ごしました。



▲ アンサンブルシュガーの皆さん

## 行事予定 !!



### 会員ゴルフ大会

と き 2019年10月15日(火) 集合 AM 7:50  
スタート AM 8:28  
ところ 津久井湖ゴルフ倶楽部 相模原市緑区三ヶ木492  
TEL 046-784-0321  
参加費 3,000円

### 会員バス研修旅行

と き 2019年11月9日(土)  
午前 8:00 市民会館出発  
ところ 新しくなった日光東照宮  
参加費 7,000円



▲ リニューアルされた陽明門

参加希望の方は事務局 安達までFAX〔042-633-0097〕にてお申し込み下さい。

### 編集後記

今年は、天皇の生前退位という日本の歴史上でも大きな出来事がありました。新たな令和という時代が明るいものになるよう心から願うばかりです。そして、今年は消費税率引き上げと軽減税率制度の導入という、大きな転換期でもあります。今後も、租税教室などを通じて一層市民の皆さんのお役に立てるよう活動をしたいと思っております。(安達 弘樹)

発行所 相模原市中央区淵野辺3-19-9  
相模原間税会

発行人 会長 佐藤 幸彦

編集委員長 理事 横溝 志華

副編集委員長 青年部長 安達 弘樹



91年の歴史が誇る  
品質と安全のものづくり

株式会社 イノウエ

ヘアゴムと組ひも

安全で安心な品質の組紐を相模原市より提供し続けて  
本年で91周年を迎えました。  
これからも、心に残るものづくりを行っていきます。

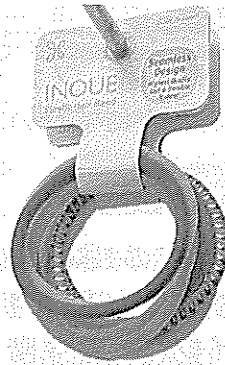
Instagram、  
フェイスブック更新中！  
フォローお待ちしております！  
instagram: inoue\_braid



instagram



Face Book



静電気軽減機能の  
ヘアゴムも作成！



自社一貫製造

製作から、品質検査、パッケージ梱包までを  
自社内で行うことで品質と安全性を確立。  
お客様のご要望に素早く、  
丁寧な対応を可能としております。

〒252-0155 神奈川県相模原市緑区鳥屋 750 TEL (042)785-0136 (代)  
URL <http://www.inoue-braid.co.jp> E-mail [info@inoue-braid.co.jp](mailto:info@inoue-braid.co.jp)



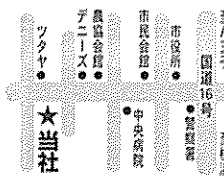
かながわ中小企業モデル工場指定  
株式会社 イノウエ



〒252-0331 相模原市南区大野台2丁目1番1号  
TEL 042-758-5811 FAX 042-758-5819

地元で生まれて52年

航空券、JR券から個人・団体旅行まで  
お出掛けの際はお気軽にご相談下さい



…旅行に関するお問い合わせは…

sta 相模原観光株式会社

相模原市中央区千代田2-1-16

TEL.042(753)1116

FAX.042(753)5785

<http://www.sagamihara-kanko.co.jp>

TKC全国会 認定経営革新等支援機関

HAN 細田明彦  
税理士事務所

HOSODA AKIHIKO Licenced Tax Accountant Office

〒252-0216

☎ 042-757-2220

相模原市中央区清新2-10-17

FAX. 042-758-7542

URL <https://www.tax-hosoda.com/> ✉ [hosoda-akihiko@tkcnf.or.jp](mailto:hosoda-akihiko@tkcnf.or.jp)

心を込めた贈り物、心を込めてお手伝いします。

冠婚葬祭お祝い品、贈答品は 私たちにお任せください。

出産・新築・快気祝、新入学祝、七五三、お中元・お歳暮、  
販促品、記念品、運動会・ゴルフ景品、名入れ品等、承ります。

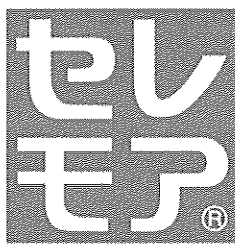


相模物産株式会社

☎ 042-755-3521

〒252-0243 相模原市中央区上溝1878

ホームページ▶ [sagamibussan.jp/](http://sagamibussan.jp/)



セレモアホールディングス

Eternal Heart

株式会社 セレモア®

葬儀

式場

仏壇

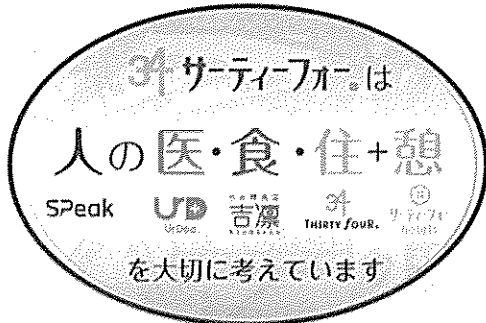
霊園

■相模原本社 / 神奈川県相模原市中央区千代田 2-1-18 ☎042-752-1111 (大代表)



# 34 サーティーフォー®

～ 家族の笑顔が集まる場所～



株式会社 サーティーフォー  
www.thirty-four.co.jp

一級建築士事務所 神奈川県知事登録 第16165号  
建設業許可 神奈川県知事(特-29) 第53728号  
宅地建物取引業 神奈川県知事 (7) 第20195号

## ■ 本 社

相模原市緑区橋本1-14-3 サーティーフォービル  
TEL 042-779-7766

## ■ 相模大野店

相模原市南区相模大野6-7-9 サーティーフォー相模大野ビル  
TEL 042-767-3430

## ■ 橋本店

相模原市緑区橋本1-14-3 サーティーフォービル  
TEL 042-703-3485

## ■ 海老名店

海老名市大谷北1-5-9  
TEL 046-234-3434

## ■ らぁ麺食堂吉凜 (西橋本店)

相模原市緑区西橋本1-19-48  
TEL 042-703-7227

## ■ らぁ麺食堂吉凜 (相模大野店)

相模原市南区相模大野6-7-9 サーティーフォー相模大野ビル1F  
TEL 042-705-3466

## ■ サーティーフォーhotels 北里大学前

相模原市南区麻溝台1-2-3  
TEL 042-749-8181

## ■ 関連会社

### ● サーティーフォー東京株式会社

相模原市緑区橋本1-14-12 サーティーフォーANEX2 2階 TEL 042-767-3440

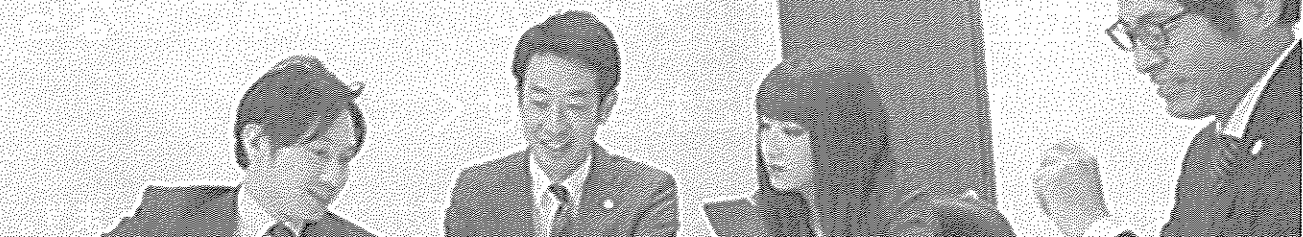
### ● 株式会社SPeak

東京都目黒区中目黒1-1-71KN代官山新館9階 TEL 03-6303-1470

### ● 株式会社34ホーム

相模原市緑区橋本1-14-11 サーティーフォーANEX1 TEL 042-775-5534

# 弁護士法人 高瀬総合法律事務所



ひとりで悩まずに。

4人の弁護士があなた(貴社)を守ります。  
最善の解決策を、最速で見つけ出します。

〒252-0143

相模原市緑区橋本6-5-10  
中屋第2ビル2-E

☎ 042-770-8611

地球環境のためにできること...

総合解体・アスベスト除去・非破壊検査・環境測定 他

**KI** 株式会社 東洋カイツック

〒252-0239 相模原市中央区中央3-5-4  
TEL 042-730-7558 FAX 042-730-7559  
URL <http://www.kaitec.co.jp>  
E-mail [info@kaitec.co.jp](mailto:info@kaitec.co.jp)

葬送コーディネート

 ウェル・しおん

葬儀(直葬・一日葬・家族葬)や供養にお金をかけられない方 かけたくない方 お電話下さい

☎ 042-815-0678

# 株式会社 千代田セレモニー

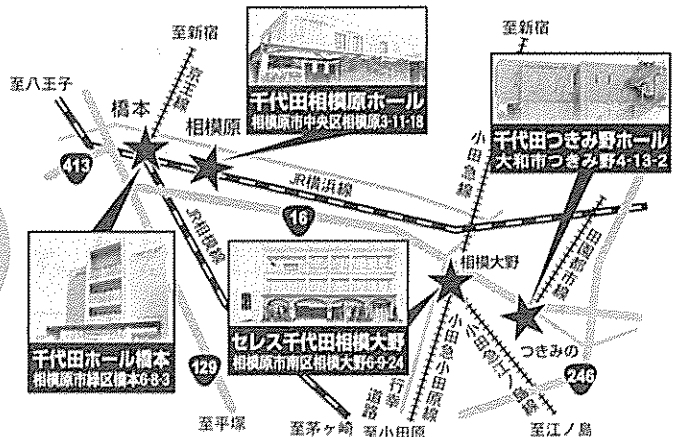
最後の「ありがとう」に  
心を込めて

年間葬儀件数  
7,000件

葬儀ディレクター  
170名

365日  
24時間  
対応

相模原市3区 大和市に直営ホールがございます  
全ホール駅近 保冷設備完備 保管料無料



お問い合わせは 千代田セレモニー 相模原本部

0120-01-9876 相模原市中央区相模原3-11-18



「内装仕上げ・内装リフォーム」工事のことなら  
TABATAにおまかせください

これまで積み上げてきた 提案力・ノウハウ・施工力 をご提供いたします。

株式会社 TABATA

〒252-0244 相模原市中央区田名 8568-1  
TEL: 042-760-7550  
URL: www.i-tabata.co.jp

コープ指定提携店 / エスケー化研登録店  
リフォーム・各種塗装・防水

株式会社 タクシン

出張所: 栃木・山梨

〒252-0137 相模原市緑区二本松1-6-15  
TEL. 042-773-2662 FAX. 042-773-9320



測量登記 開発許可申請 宅地建物取引 建築設計

株式会社 三平測量

〒252-0239 相模原市中央区中央2-12-13  
相模原市役所通り、郵便局正面

TEL 042-754-1717